

めがね購入費援助事業について

恩納村では、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、めがねが必要となった児童生徒のめがね購入費を援助しています！

めがねをかけて、学校生活を楽しく

過ごせますように！

★援助額・・・上限20,000円

※コンタクトレンズは援助対象外です

※上限を超えた額については自己負担となります



★対象者・・・下記①～③をすべて満たす児童生徒

- ① 就学援助（要保護・準要保護）の認定を受けている
- ② 学校の視力検査で片裸眼視力が0.6以下と判定された
- ③ 医師にめがねの使用または更新が必要と判断された

★申請期間

就学援助の認定を受けてから、令和8年2月28日まで

★提出書類 ご提出は、学校または教育委員会へ！

- ① めがね購入費申請書
- ② 受診結果通知書（一社）日本健康倶楽部 発行のハガキ
- ③ 医療機関発行の処方箋

※申請書は学校・教育委員会・恩納村HPから取得してください

★めがね購入券の使用期限

令和8年3月31日まで

※申請書類等を受付後、めがね購入券を発行します

購入の予定がある方は、お早めにお手続きをお願いします！



（お問合せ）恩納村教育委員会 学校教育課

☎ 098-966-1209

